



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

御堂筋道路空間再編に伴うデザイン・交通検討業務委託

### 2 契約相手方

日建設計シビル・日建設計・日建設計総合研究所設計共同体

### 3 随意契約理由

大阪市のシンボルロードである御堂筋の将来像については、「車重視から人重視の道路へ」をコンセプトとして、空間再編などによる側道（緩速車線）の歩行者空間化をめざしている。

昨年度は、当面事業の具体化が急がれていた新橋以南における「御堂筋道路空間デザイン指針（以下「デザイン指針」という。）」の策定を行うべく、外部有識者から構成する「御堂筋デザイン会議道路デザイン部会（以下「デザイン部会」という。）」の意見を踏まえ、シンボルロードとしてふさわしい御堂筋の統一的な道路施設・空間のデザインを検討した。検討では有識者の意見をもとに、新橋以北を含む御堂筋全線において3次元CGを構築し、その上で新橋以南の具体的な検討を行った。

今年度は、御堂筋完成80周年を契機に、新たに、新橋以北を含む御堂筋全線のデザイン指針の策定等、将来ビジョンを官民連携で策定・公表し、11月のシンポジウムにて案を提示することとしている。

将来ビジョンを策定するためには、交通、緑化、エリアマネジメント団体による公共空間の利活用といった多岐にわたる検討を、地元団体や有識者、交通管理者と協議・調整を重ねながら合意形成を図ることが必要であり、そのため、常にこれら各分野での検討結果を3次元CGへフィードバックしながら、地元団体をはじめとした関係者等への内容確認と意見集約を行い、その結果を再び3次元CGへ反映することを繰り返し、整備イメージと課題解決策を各分野間、各関係者間で整合させることが必要である。

以上の分野間、関係者間での調整を短期間で行う必要がある今回の業務について、当該業者以外の業者が受注した場合、御堂筋全線の3次元CGを保有している当該業者に比べ3次元CGの構築に期間を要し、その後地元団体や交通管理者等との協議・調整も必要となるため、将来ビジョンの策定について、十分な時間が得られない。

これらの点において、当該業者は限られた期間における履行可能な唯一の業者であることから、随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部企画課（電話番号 06-6615-6573）

## 随意契約理由書

### 1 委託名称

工事積算システム機器更新に伴うシステム移行業務委託

### 2 契約の相手方

富士通株式会社

### 3 随意契約理由及び根拠法令

工事積算システムは工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に設計書を作成するためのシステムである。

本業務は、工事積算システムを継続稼働させるための機器を更新するにあたり、新機種でのシステム機能対応及び既存のデータ移行作業を行うものである。

工事積算システムは、富士通(株)が保有するパッケージソフトを基に、システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発したシステムであることから、同社保有の技術によって積算システムとしての性能を維持継続させなければならず、かつ、データ等移行後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、システムの内容、移行方法、障害等に対応した技術情報等の知識を備えていることから、上記業者と随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（電話番号 06-6615-6476）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

下水道使用料調定収納システム再構築に伴うデータ取込等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 南大阪電子計算センター

### 3 随意契約理由書

本業務委託は、下水道使用料調定収納システムの再構築に伴い、現行システムが保有する「使用者情報」、「水量情報」、「調定・収納情報」などのデータを再構築後の新システムへ移行する必要がある、それらのデータ取込に必要となるプログラム機能作成等業務を委託するものである。

下水道使用料調定収納システムの再構築については、上記業者が保有するパッケージソフトを基に、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発することから、当該業務を遂行するにあたっては、新システムに対する技術的知識を必要とするとともに、取込み後における一貫した性能と責任について保証させる必要がある。

よって、システムの内容、取込方法、障害等に対応した技術情報等の知識を備えている上記業者との随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（電話番号 06-6615-7545）